

令和4年6月高浜市議会定例会会議録（第1号）

令和4年6月高浜市議会定例会は、令和4年6月9日
午前10時高浜市議場に招集された。

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
(諸報告)
- 日程第3 諮問第1号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第4 議案第31号 高浜市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例等の一部改正について
- 議案第32号 高浜市税条例等の一部改正について
- 議案第33号 高浜市都市計画税条例の一部改正について
- 議案第34号 高浜市国民健康保険税条例の一部改正について
- 議案第35号 高浜市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第36号 令和4年度高浜市一般会計補正予算（第2回）
- 日程第6 議案第37号 令和4年度高浜市一般会計補正予算（第3回）
- 日程第7 報告第3号 権利放棄の報告について
- 報告第4号 繰越明許費繰越計算書について
- 報告第5号 令和3年度高浜市土地開発公社の経営状況について
- 報告第6号 令和3年度高浜市総合サービス株式会社の経営状況について

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員

- | | | | |
|-----|--------|-----|--------|
| 1番 | 荒川 義孝 | 2番 | 神谷 直子 |
| 3番 | 杉浦 康憲 | 4番 | 杉浦 浩一 |
| 5番 | 岡田 公作 | 6番 | 柴田 耕一 |
| 7番 | 長谷川 広昌 | 8番 | 黒川 美克 |
| 9番 | 柳沢 英希 | 10番 | 杉浦 辰夫 |
| 11番 | 北川 広人 | 12番 | 鈴木 勝彦 |
| 14番 | 小嶋 克文 | 15番 | 内藤 とし子 |

16番 倉田利奈

欠席議員

13番 今原ゆかり

説明のため出席した者

市	長	吉岡初浩				
副市	長	深谷直弘				
教	育	長岡本竜生				
企	画	部	長	木村忠好		
総	務	部	長	杉浦崇臣		
行政	グループ	リーダー	久世直子			
財務	グループ	リーダー	清水健			
市	民	部	長	岡島正明		
市民	窓口	グループ	リーダー	芝田啓二		
税務	グループ	リーダー	平川亮二			
福	祉	部	長	磯村和志		
介護	障がい	グループ	リーダー	野口恒夫		
こ	ども	未	来	部	長	磯村順司
こ	ども	育	成	グループ	リーダー	板倉宏幸
都	市	政	策	部	長	杉浦義人
都市	計画	グループ	リーダー	島口靖		
防	災	防	犯	グループ	リーダー	杉浦睦彦
上	下	水	道	グループ	リーダー	石川良彦
学	校	経	営	グループ	リーダー	内藤克己

職務のため出席した議会事務局職員

議	会	事	務	局	長	竹内正夫
副	主	幹	神谷直子			
主	査	杉浦幸宏				

議事の経過

○議長（鈴木勝彦） 皆さん、おはようございます。

議員各位におかれましては、公私ともに御多用のところ御出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

6月定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

これまで新型コロナウイルス感染拡大の防止のため、高浜市議会として必要な対策を講じてまいりましたが、昨今の感染状況を踏まえ、この6月定例会では、傍聴の自粛の願いを取りやめ、また、一般質問の時間を70分に戻すなど、制限を解除いたしました。これまで御理解、御協力いただきました皆様に感謝を申し上げます。ありがとうございました。

なお、感染の再拡大を防止するため、引き続きマスクの着用や手指消毒など基本的な感染症対策を行ってまいりますので、引き続き御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、本定例会に提案されました諸案件につきまして、議員各位におかれましては、市民の要望に応えるべく厳正かつ公平なる御審議を賜りますようお願い申し上げまして、開会の御挨拶にさせていただきます。

午前10時00分開会

○議長（鈴木勝彦） ただいまの出席議員は15名であります。よって、令和4年6月高浜市議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

ここで、市長より招集挨拶があります。

市長。

〔市長 吉岡初浩 登壇〕

○市長（吉岡初浩） 皆さん、おはようございます。

本定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日、令和4年6月高浜市議会定例会を招集をいたしましたところ、議員各位には大変お忙しい中を大方の方に御参集をいただきまして、誠にありがとうございました。

日頃より、市政各般にわたりまして格別の御尽力をいただいておりますことを厚く御礼を申し上げます。

本日提案をさせていただきます案件でございますが、諮問1件、議案7件、報告4件の計12件を御審議いただくものでございます。詳細につきましては、副市長及び担当部長より説明をさせていただきますので、慎重な御審議の上、御意見、御可決あるいはお聞き取りを賜りますようお願い申し上げます。よろしくお願いをいたします。

〔市長 吉岡初浩 降壇〕

午前10時3分開議

○議長（鈴木勝彦） これより会議を開きます。

お諮りいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木勝彦） 異議なしと認めます。よって、本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定いたしました。

これより本日の日程に入ります。

○議長（鈴木勝彦） 日程第1 会議録署名議員の指名を議題といたします。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、議長から御指名申し上げて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木勝彦） 異議なしと認めます。よって、8番、黒川美克議員、9番、柳沢英希議員を指名いたします。

○議長（鈴木勝彦） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期については、あらかじめ議会運営委員会で協議されておりますので、その結果の報告を求めます。

議会運営委員長、杉浦辰夫議員。

10番、杉浦辰夫議員。

〔議会運営委員長 杉浦辰夫 登壇〕

○議会運営委員長（杉浦辰夫） 皆さん、おはようございます。

御指名をいただきましたので、議会運営委員会の御報告を申し上げます。

本日招集されました令和4年6月高浜市議会定例会の運営につきましては、去る3月16日、5月13日、6月2日及び6月7日に議会運営委員会を委員全員出席の下に開催いたしました。

当局より提示されました案件につきまして検討いたしました結果、会期は、本日より6月28日までの20日間と決定いたしました。

会議日程及び議案の取扱いにつきましては、本日は、諮問第1号及び議案第36号を即決でお願いし、議案第31号から議案第35号まで及び議案第37号の上程、説明並びに報告第3号から報告第6号までについて報告を受けます。

6月14日及び15日の2日間は一般質問を行い、一般質問終了後、関連質問を行います。

6月17日に、議案第31号から議案第35号まで及び議案第37号について総括質疑を行い、総務建設委員会については、議案第31号から議案第35号まで及び議案第37号並びに陳情第1号から陳情第5号までを付託、福祉文教委員会については、議案第37号及び陳情第6号から陳情第9号までを付託し、審査願うことに決定いたしました。

各常任委員会の日程につきましては、既に配付してあります日程表のとおりですので、御承知いただきますようお願いいたします。

最終日の6月28日は、委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決の順に行います。

なお、本定例会における新型コロナウイルス感染症対策として、さきにお知らせいたしました6月定例会における新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る議会の対応についてのとおり取り扱うことと決定いたしましたので、報告いたします。

6月定例会が円滑に進行できますよう格段の御協力をお願い申し上げまして、報告とさせていただきます。

〔議会運営委員長 杉浦辰夫 降壇〕

○議長（鈴木勝彦） ただいま議会運営委員長の報告がありました。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日から6月28日までの20日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木勝彦） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から6月28日までの20日間と決定いたしました。

ここで、諸般の事項について御報告いたします。

締切日までに陳情書9件が提出され、これを受理いたしました。陳情につきましては、会議規則第132条及び第136条の規定により、既に配付されております陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託し、委員会において速やかに審査されますようお願いいたします。

次に、5月分までの一般会計、特別会計及び企業会計の例月出納検査報告書及び定期監査報告書が監査委員より提出され、議会図書室にて保管いたしておりますので、随時御覧をお願いいたします。

報告事項は以上であります。

○議長（鈴木勝彦） 日程第3 諮問第1号 人権擁護委員の推薦についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

副市長。

○副市長（深谷直弘） それでは、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、現委員の田島久子氏が本年9月30日で任期満了となりますので、その後任として新たに間瀬英子氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の御意見をいただきたく諮問をお願いいたすものでございます。

同氏は、長年、本市の小・中学校で教職にあらせられました。御退職後は、愛知県青少年赤十字賛助奉仕団員、高浜市健康づくり推進委員、高取児童クラブ学習指導員などの要職に就かれるなど、幅広い知識と豊かな経験を有しておられます。誠実なお人柄と豊かな御経験は、人権相談

や啓発、人権侵害での被害者救済に当たりまして、公平かつ厳正に行っていただけるものと確信をいたしております。

同氏を推薦することに御同意を賜りますようお願いを申し上げ、提案理由とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（鈴木勝彦） これより質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（鈴木勝彦） 質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（鈴木勝彦） 賛成討論を求めます。

2番、神谷直子議員。

〔2番 神谷直子 登壇〕

○2番（神谷直子） おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、諮問第1号 人権擁護委員の推薦について、賛成の立場で討論をいたします。

ただいま推薦に当たりました間瀬英子氏は、人格識見が高く、大変温和で誠実な方です。長年教師をされており、保護者からの信頼も厚く、地域の皆様方の人望もでございます。

人権擁護委員として立派に職務を遂行されることと存じますので、何とぞ皆様方の御理解をいただき、賛成していただきますようよろしくお願いいたします。

〔2番 神谷直子 降壇〕

○議長（鈴木勝彦） 反対討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（鈴木勝彦） 賛成討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（鈴木勝彦） ほかに討論もないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

諮問第1号 人権擁護委員の推薦について、原案に異議のない旨、答申することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木勝彦） 起立全員であります。よって、諮問第1号は、原案に異議のない旨、答申することに決定いたしました。

○議長（鈴木勝彦） 日程第4 議案第31号から議案第35号までを、会議規則第34条の規定により、一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（杉浦崇臣） それでは、議案第31号 高浜市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例等の一部改正について、提案理由の御説明を申し上げます。

議案書を願ひいたします。

本案は、選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ポスター及び選挙運動用ビラの作成の公営に要する経費の限度額を引き上げる公職選挙法施行令の一部改正に伴い、その金額を基準に額を定めている関係条例について改正をさせていただくものでございます。

改正の内容でございますが、第1条は、高浜市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例の一部改正で、その第4条第2号の改正は、選挙運動用自動車の使用に係る有償契約を締結した場合における公費負担額の1日当たりの限度額を、一般運送契約以外の契約の場合の自動車の借入れについては、1万5,800円を1万6,100円に、燃料の供給については、7,560円を7,700円に引き上げるものでございます。

第2条は、高浜市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正で、その第4条の改正は、選挙運動用ポスターの作成に係る有償契約を締結した場合における公費負担額を、ポスター1枚当たりの印刷費単価525円6銭を541円31銭に引き上げるものでございます。

第3条は、高浜市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部改正で、その第4条の改正は、選挙運動用ビラの作成に係る有償契約を締結した場合における公費負担額を、ビラ1枚当たりの作成単価7円51銭を7円73銭に引き上げ、第5条の改正では、公費負担の限度額について、候補者1人当たりの積算基礎となる作成単価の限度額を同様に改定するものでございます。

これらの改正は、附則におきまして、公布の日から施行することとしております。

説明は以上のとおりでございます。よろしく願ひ申し上げます。

○議長（鈴木勝彦） 市民部長。

○市民部長（岡島正明） それでは、議案第32号から議案第34号までの3議案について御説明を申し上げます。

まず、議案第32号 高浜市税条例等の一部改正について及び議案第33号 高浜市都市計画税条例の一部改正について御説明申し上げます。

今回の一部改正は、第208回通常国会において、本年3月22日に可決・成立し、3月31日に公

布されました地方税法等の一部を改正する法律に基づき、所要の規定の整備を行うものであります。既に、4月1日施行の土地に係る固定資産税及び都市計画税の負担調整措置につきましては、5月20日の臨時会におきまして御承認をいただきました。今回の6月定例会では、令和4年度の税制改正のうち、5月の臨時会にて御承認いただいた改正を除いた項目につきましては、条例改正を行うものでございます。

それでは、議案第32号 高浜市税条例等の一部改正につきまして、主な改正点を御説明申し上げます。

別添の参考資料2ページから4ページ並びに新旧対照表5ページから23ページも併せて御参照いただきますようお願い申し上げます。

初めに、第1条の主な改正を申し上げます。

まず、所得割の課税標準を定める第32条の改正につきましては、上場株式等の配当所得及び譲渡所得金額については、これまで所得税と住民税でそれぞれ異なる課税方式を選択できるようになっていましたが、公平性の観点から、所得税の確定申告書に記載されている場合に限り、総所得金額の算定に含めることとし、所得税と住民税の課税方式を一致させるものであります。

なお、施行期日は、令和6年1月1日であります。

次に、配当割額または株式等譲渡所得割額の控除を定める第33条の9の改正につきましては、先ほどの第32条の改正と同様に、所得税の確定申告書に記載されている場合に限り、所得割の額から配当割額または株式等譲渡所得割額を控除するものであります。

なお、施行期日は、令和6年1月1日であります。

次に、個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書を定める第35条の3の2の改正につきましては、個人住民税の計算に必要な退職所得等に係る情報を確実に把握できるようにするため、給与所得者の扶養親族等申告書の記載事項に、退職手当等に係る所得を有する一定の配偶者の氏名を追加するものであります。

なお、施行期日は、令和5年1月1日であります。

次に、個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書を定める第35条の3の3の改正につきましては、先ほどの第35条の3の2の改正と同様の理由により、公的年金等の支払いを受ける者で退職手当等に係る所得を有する一定の配偶者及び扶養親族を有する者に、公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出義務を追加するほか、記載事項に当該配偶者の氏名を追加するものであります。

なお、施行期日は、令和5年1月1日であります。

次に、個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除を定める附則第7条の3の2の改正につきましては、現下の経済状況を踏まえ、住宅借入金等特別税額控除、いわゆる住宅ローン控除の対象となる入居年が4年延長され、令和7年12月31日までの入居者が対象となったことに伴い、当該

対象者について、所得税から控除しきれなかった額を令和20年度までの各年度分の個人市民税の所得割から控除するものであります。

なお、施行期日は、令和5年1月1日であります。

次に、固定資産税の課税標準の特例を定める附則第10条の2の改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、引用条項ずれの措置を行うとともに、新たに特定都市河川浸水被害対策法に規定する貯留機能保全区域の指定を受けた土地に係る固定資産税の課税標準の特例割合を、参酌基準に合わせて4分の3とするものでございます。

なお、施行期日は、いずれも公布の日であります。

次に、上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例を定める附則第16条の3の改正につきましては、所得税での適用がある場合に限り、特定上場株式等の配当等に係る配当所得に係る部分は申告分離課税を適用するものであります。

なお、施行期日は、令和6年1月1日であります。

次に、特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例を定める附則第20条の2の改正及び条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例を定める附則第20条の3の改正につきましては、先ほどの第32条の改正と同様に、所得税の確定申告書に記載されている場合に限り、申告分離課税等により、所得割を課するものであります。

なお、施行期日は、令和6年1月1日であります。

次に、新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例を定めた旧附則第25条につきましては、先ほどの附則第7条の3の2の改正により、入居年及び適用期限が延長されましたので、昨年度新設した特例措置を廃止するものでございます。

なお、施行期日は、令和5年1月1日であります。

そのほか、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、引用条項ずれの措置を行うなど、所要の規定の整備を行うものであります。

次に、第2条の改正といたしましては、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、昨年6月の定例会で御可決をいただきました高浜市税条例等の一部を改正する条例（令和3年高浜市条例第14号）の所要の規定の整備を行うものであります。

なお、施行期日は、令和5年1月1日であります。

続きまして、議案第33号 高浜市都市計画税条例の一部改正について、主な改正点を御説明申し上げます。

なお、別添の参考資料4ページ並びに新旧対照表25ページから28ページも併せて御参照いただきますようお願い申し上げます。

先ほど御説明申し上げます高浜市税条例等の一部改正と同様に、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴いまして、引用している条項ずれの措置を行うとともに、新たに特定都市河川

浸水被害対策法に規定する貯留機能保全区域の指定を受けた土地に係る都市計画税の課税標準の特例割合を、参酌基準である4分の3とするものであります。

なお、施行期日は、いずれも公布の日であります。

続きまして、議案第34号 高浜市国民健康保険税条例の一部改正について御説明申し上げます。

なお、別添の参考資料4ページ並びに新旧対照表29ページ、30ページも併せて御参照いただきますようお願い申し上げます。

本案は、地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税の課税限度額を改定するものでございます。

第2条の改正は、課税限度額につきまして、基礎課税額を現行の63万円から65万円に、後期高齢者支援金等課税額を現行の19万円から20万円に改めるものであります。

なお、附則におきまして、この条例の施行は公布の日からとし、改正後の高浜市国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以降の国民健康保険税について適用し、令和3年度までの国民健康保険税については、なお従前の例によることといたしております。

説明は以上となります。よろしく御説明申し上げます。

○議長（鈴木勝彦） 都市政策部長。

○都市政策部長（杉浦義人） それでは、議案第35号 高浜市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

議案参考資料では、4ページ、5ページ、新旧対照表では、31ページも併せて御参照いただきますようお願い申し上げます。

本案は、地域防災力の中核となる消防団の充実強化として、消防団員の種類を基本団員及び機能別団員に種別したことに伴い、消防団員の退職報償金の支給を定める本条例の条文の整備を行うものでございます。

次に、改正内容でございますが、第2条、退職報償金の支給額及び第3条、退職報償金の支給基礎となる階級では、対象となる消防団員の種類を基本団員とするものでございます。

次に、第4条の2、勤務年数の算定では、機能別団員として勤務した期間を退職報償金の算定に係る勤務年数に参入しないこととするものでございます。

なお、附則において、この条例は、公布の日から施行することといたしております。

説明は以上でございます。よろしく御説明申し上げます。

○議長（鈴木勝彦） 日程第5 議案第36号 令和4年度高浜市一般会計補正予算（第2回）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（杉浦崇臣） それでは、議案第36号 令和4年度一般会計補正予算（第2回）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

補正予算書の5ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ5,583万8,000円を追加し、補正後の予算総額を162億4,283万8,000円といたすものであります。

18ページをお願いいたします。

歳入について申し上げます。

14款2項2目民生費国庫補助金の新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金事業費補助金及び同事務費補助金は、コロナ禍において物価高騰等に直面する中で、低所得の子育て世帯に対する経済的支援策として実施する子育て世帯生活支援特別給付金支給事業に対し、全額補助されるものであります。

20ページをお願いいたします。

歳出について申し上げます。

3款2項3目家庭支援費は、低所得の子育て世帯に対し、子育て世帯生活支援特別給付金を支給いたすものであります。

主な内容は、子育て世帯生活支援特別給付金システム構築業務委託料として、ひとり親世帯分69万9,000円を、ひとり親以外の世帯分253万円をそれぞれ計上いたしております。また、交付金の子育て世帯生活支援特別給付金として、ひとり親世帯分2,755万円を、ひとり親以外の世帯分2,330万円をそれぞれ計上いたしております。

説明は以上のとおりでございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（鈴木勝彦） これより質疑に入ります。

16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） まず、申請が不要なもの申請が必要なものに分かれています。これ申請が不要のものにつきましては、いわゆる児童扶養手当と一緒に振り込むのかなというところと、あと、申請が必要なものというのは、申請をしていただいて後から振り込むという形になるかと思ひます。そのあたりの確認をしたいということがまず1点目と、あともう一点が、今までも同じような支給事業を行ってきておまして、申請が必要なものがあったかと思ひます。これなかなか市民の方が、こういう申請ができるものがあるということを知らなかったという声がある中から出ておますので、今までやった中で、どのように広報のほうを行ってきて、市のほうとしましてどれぐらい申請件数があるという予測のうち、申請がどれぐらいあったのかというのを教えていただきたいと思ひます。それを踏まえまして、もし広報の必要性、今、高浜の広報も全世帯に配付されておられないので、そういう部分も踏まえて、どのような工夫でお知らせをしていくのか教えてください。

○議長（鈴木勝彦） 介護障がいグループ。

○介護障がいG（野口恒夫） まず、申請が必要なもの、不要なものというふうで御質問をいただきました。

主要・新規の対象者のところを御覧ください。

「①令和4年4月分の児童扶養手当の受給資格者」、これにつきましては、申請不要としております。続きまして、対象の②、「公的年金給付等を受けていることにより児童扶養手当の支給を受けていない方」及び③番の「新型コロナウイルス感染症の影響を受け、直近の収入が児童扶養手当の対象となる水準に下がった方」、こちらの方については申請が必要というふうになってございます。

周知方法というふうで御質問をいただきました。児童扶養手当受給者、約300世帯、こちらの方以外に、過去に支給実績のある世帯には制度の案内を個別通知する予定でございます。また、広報7月1日号に掲載するほか、ホームページのほうでも周知を図ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（鈴木勝彦） こども育成グループ。

○こども育成G（板倉宏幸） こども育成グループで支給します、ひとり親以外の世帯につきましては、①、②のいわゆる児童手当を、受給を受けている世帯につきましては、振込の辞退をする世帯がいるかどうかというものを確認するために、送付する世帯が確定したときに、その世帯に対して、文書のほうで送付をした上で振込がされることを周知するという形になります。③番と④番につきましては、いわゆる高校生の世帯につきましては、国から愛知県のほうに、学校を介してこのような制度があることを周知するというようなことがアナウンスされておりますので、そちらのほうで対応するというふうに考えております。

あと、過去の実績でございますが、いわゆるプッシュ型、積極的支給につきましては384名で、非課税、その上で高校生のほうの申請でございまして、こちらゼロ名となっております。

○議長（鈴木勝彦） ほかに。

16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） 今、ちょっとびっくりしたんですけれども、高校生が過去ゼロ名だったということなんですけれども、学校からは周知をしていただいているということなんですけれども、ゼロ名というのはちょっとあり得ないなと思うものですから、ほかに何か方法がないのかなと思うんですけれども、検討内容とか、できること、できないこと、どのような形だったのか教えてください。

○議長（鈴木勝彦） こども育成グループ。

○こども育成G（板倉宏幸） 広報やホームページの周知につきましては、いわゆるひとり親世帯の周知と同等の世帯を、周知のほうをさせていただきます。

ただ、高校生の世帯に対する、いわゆるデータのこちらからの積極的な周知というものについては、対象者の抽出等が、実際この給付の事務として規定がされていないことから、なかなか抽出それ自体がちょっと難しいのかなというふうに考えているところでございます。

○議長（鈴木勝彦） ほかに。

〔発言する者なし〕

○議長（鈴木勝彦） ほかに質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（鈴木勝彦） 賛成討論を求めます。

1番、荒川義孝議員。

〔1番 荒川義孝 登壇〕

○1番（荒川義孝） 議長のお許しをいただきましたので、議案第36号 令和4年度高浜市一般会計補正予算（第2回）について、市政クラブを代表して、賛成の立場で討論をさせていただきます。

今回の補正は、子育て世帯生活支援特別給付金、ひとり親世帯分とひとり親以外の世帯分の支給事業について、国策として計上されており、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯に対し、生活の支援を行うことを目的として支給を行うものであります。その実情を踏まえた生活の支援を行うためにも、速やかに支給が行われる必要があり、遅滞なく支給事務を行うための予算が計上されていることから、今回の補正予算について賛成といたします。

〔1番 荒川義孝 降壇〕

○議長（鈴木勝彦） 反対討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（鈴木勝彦） 賛成討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（鈴木勝彦） ほかに討論もないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第36号 令和4年度高浜市一般会計補正予算（第2回）について、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木勝彦） 起立全員であります。よって、議案第36号は、原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木勝彦） 日程第6 議案第37号 令和4年度高浜市一般会計補正予算（第3回）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（杉浦崇臣） それでは、議案第37号 令和4年度一般会計補正予算（第3回）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

補正予算書の5ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億1,526万6,000円を追加し、補正後の予算総額を163億5,810万4,000円といたすものであります。

8ページをお願いいたします。

債務負担行為補正は、ファイル無害化システム借上料について、新たに期間及び限度額を定めるものであります。

18ページをお願いいたします。

歳入について申し上げます。

14款2項1目総務費国庫補助金は、新型コロナウイルス感染症の感染予防対策等の事業に対する特定財源として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を増額いたすものでございます。

5目教育費国庫補助金の公立学校情報機器整備費補助金は、G I G Aスクール運営支援センター整備事業に対して補助されるもので、学校保健特別対策事業費補助金は、小・中学校における新型コロナウイルス感染症の感染予防対策に係る事業の実施に対する補助金を計上いたすものであります。

15款2項3目衛生費県補助金のがん患者アピアランスケア支援事業費補助金は、がん治療による外見の変化を補うための医療用補整具の購入費に対する補助金を計上いたすものでございます。

15款3項6目教育費委託金のキャリアスクールプロジェクト事業委託金は、事業採択に伴い増額いたすもので、17款1項3目総務費寄附金は、教育振興・子育て支援基金指定寄附金として、匿名の方から107万円を御寄附いただいたものであります。

18款1項1目基金繰入金の財政調整基金繰入金は、今回の補正予算の財源調整として減額いたすもので、教育振興・子育て支援基金繰入金は、ボートレースチケットショップ高浜環境整備協力金の決算額の確定により増額いたすものであります。

20ページをお願いいたします。

20款4項4目雑入の商品券利用者負担収入及び参加事業者負担収入は、SDG sプロジェクト「エコでつながる！家計応援×お店応援」事業に係る利用者及び事業者の負担額を計上いたすも

ので、（一財）自治総合センターコミュニティ助成金は、まちづくり協議会の活動に必要な備品の購入費に対して助成するものであります。

22ページをお願いいたします。

歳出について申し上げます。

2款1項3目市民活動支援費の2、市民予算枠事業は、新たに2団体から申請の要望があったことに伴い、市民予算枠事業交付金等を増額いたすもので、3、地域内分権推進事業は、高浜まちづくり協議会の活動に必要な発電機、テントなどの購入費に対する補助金を計上いたすものであります。

11目財産管理費は、市役所地下駐車場に常夜灯を3灯増やす配線改修工事費を計上いたすものであります。

12目企画費は、電子申請システムとLINEの公式アカウントを連携させることで申請手続を簡易化し、電子申請の利用促進を図るためのオプション使用料を計上いたすものであります。

20目諸費は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金の実績額が交付申請額を下回ったため、返還いたすものであります。

2款8項1目基金費の教育振興・子育て支援基金積立金は、ボートレースチケットショップ高浜環境整備協力金及び指定寄附金を積み立てるものであります。

4款1項2目保健・予防費のがん患者アピアランスケア支援事業補助金は、がん患者に対し、治療による外見の変化を補うための医療用補整具の購入に係る費用の2分の1、上限2万円を補助するものであります。

7款1項2目商工業振興費のSDGsプロジェクト「エコでつながる！家計応援×お店応援」事業は、物価高騰等の影響により圧迫されている家計の負担軽減と市内事業者への経済対策に加え、環境に優しい活動など、SDGsの理念に沿った活動に取り組むきっかけを創出するために必要な経費を計上いたすものであります。

24ページをお願いいたします。

10款1項3目教育指導費の3、児童生徒健全育成事業は、キャリアコミュニティプロジェクト「未来」のモデル校として高浜中学校が選定されたことに伴い、県との委託契約に基づき実施する事業に必要な経費を計上いたすもので、10、教育活動推進事業は、新型コロナウイルス感染症の影響による修学旅行等のキャンセル料に対する補助金を計上いたすものであります。

10款2項1目学校管理費の小学校給食運営事業は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、休校等により学校給食が中止になった場合の食材費や処分費、食材のキャンセル料等を補償金として計上いたすものであります。

10款3項1目学校管理費の中学校給食運営事業は、南中学校給食調理室に真空冷却器を、高浜中学校給食調理室に真空冷却器及び業務用冷蔵庫を整備するための庁用器具費を計上するととも

に、小学校同様、学校給食食材費等補償金を計上いたすものであります。

26ページをお願いいたします。

10款6項1目保健体育総務費は、新型コロナウイルス感染症の感染予防対策として、修学旅行等のバス増便や衛生用品の購入に対する補助金を計上いたすものであります。

説明は以上のとおりでございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（鈴木勝彦） 日程第7 報告第3号から報告第6号までを、会議規則第34条の規定により、一括議題といたします。

報告、説明を求めます。

市民部長。

○市民部長（岡島正明） それでは、報告第3号 権利放棄の報告について御説明を申し上げます。

本件は、金銭の給付を目的とする市の債権に関し、高浜市債権管理条例第12条の規定により、別紙のとおり、市債権209件、381万6,646円について、本年3月31日をもって権利放棄をさせていただきましたので、同条例第13条の規定により、これを御報告申し上げるものでございます。

具体的な内容といたしましては、令和3年度不納欠損分として、住宅使用料について、3件、322万9,150円、水道料金について、206件、58万7,496円をそれぞれ債権管理条例第12条第1号及び第4号の規定により債権放棄をさせていただきましたので、御報告申し上げます。

なお、令和3年度の市税等の強制徴収公債権の不納欠損状況につきましては、別途配付させていただいておりますので、よろしくお願い申し上げます。

説明は以上でございます。

○議長（鈴木勝彦） 総務部長。

○総務部長（杉浦崇臣） 報告第4号 繰越明許費繰越計算書につきまして御説明申し上げます。

本件は、令和4年第1回臨時会における令和3年度一般会計補正予算（第10回）、令和4年第2回臨時会における令和3年度一般会計補正予算（第11回）及び令和4年3月定例会における令和3年度一般会計補正予算（第12回）におきまして、繰越明許費としてお認めをいただきました10事業につきまして、令和4年度に繰越しをさせていただきましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、御報告をさせていただくものでございます。

次ページを御覧ください。

繰越事業の内容でございますが、2款総務費の住民記録システム修正業務委託事業は、マイナンバーカード所有者の転出・転入手続のワンストップ化に向け、住民記録システムを改修するもので、年度内の完了が見込めないため、繰越しをさせていただいたものであります。

3款民生費の住民税非課税世帯等臨時特別給付金支給事業及び子育て世帯臨時特別給付金支給

事業は、令和3年度から令和4年度にわたり継続して実施する事業であるため、繰越しをさせていただきます。

同じく3款民生費のみどり学園等解体工事監理業務委託事業、みどり学園等解体工事業、高取児童クラブ長寿命化改良工事監理業務委託事業及び高取児童クラブ長寿命化改良工事業は、高取小学校の長寿命化改良工事に日程の歩調を合わせており、年度内の完了が見込めないため、繰越しをさせていただいたものであります。

10款教育費の高取小学校長寿命化改良工事監理業務委託事業及び高取小学校長寿命化改良工事業並びに南中学校トイレ改修工事業は、令和4年1月28日付で学校施設環境改善交付金の内定があったもので、年度内の完了が見込めないため、繰越しをさせていただいたものでございます。

説明は以上のとおりでございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（鈴木勝彦） 都市政策部長。

○都市政策部長（杉浦義人） それでは、報告第5号 令和3年度高浜市土地開発公社の経営状況について御報告申し上げます。

本件は、去る5月12日に会計監査に付し、5月19日の土地開発公社理事会において認定をいただいているものでございます。

それでは、令和3年度の決算書を願ひいたします。

初めに、3ページを願ひいたします。

事業報告でございますが、令和3年度は、市道港線歩道設置事業（田戸町交差点工区）用地の取得を執行いたしました。

次に、下段の1、令和3年度理事会議決事項でございます。

令和3年度は、3回の理事会を開催いたしております。

次に、4ページ及び5ページを願ひいたします。

2、事業報告書でございます。

事業報告は事業別の明細で、一番右側の当期末未処分用地の最下段の合計欄を御覧ください。

期末の保有面積は4,832.61平方メートルで、金額は4億4,378万2,374円でございます。

次に、6ページ、7ページを願ひいたします。

3、決算報告書でございます。

まず、収益的収入及び支出でございますが、収入の1款事業収益は、決算額が172万9,600円で、内訳は保有土地の賃貸等の収益でございます。

2款事業外収益の決算額4,917円は、現金預金の受取利息及び雑収益でございます。

次に、支出の1款事業原価の決算額77万7,200円は、有償貸付地に係る固定資産税等の支払いでございます。

2 款販売費及び一般管理費の決算額42万5,100円は、役員報酬、法人市県民税の均等割等の支払い等でございます。

次に、8 ページ、9 ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出でございます。

初めに、収入の1 款資本的収入の決算額は3,237万6,213円で、内訳は公有地の取得事業に係る費用の借入金でございます。

次に、支出の1 款資本的支出の決算額は3,237万6,213円で、内訳は、1 項公有地取得事業費は市道港線関連用地の取得に伴う用地費及び補償費、公有地取得事業に関する借入金の利息等でございます。

次に、10ページをお願いいたします。

4、損益計算書でございます。

損益計算書は当該年度の利益を計算したもので、令和3 年度は、当期純利益が53万2,217円となりました。

次に、11ページをお願いいたします。

5、貸借対照表でございます。

貸借対照表は令和4 年3 月31日現在の資産状況と負債・資本状況を取りまとめたもので、資産合計は負債資本合計と同額の4 億8,471万7,046円となっております。

次に、12ページをお願いいたします。

6、事業原価計算書でございます。

事業原価計算書は公有用地に係る当該年度の原価を計算したもので、令和3 年度末の公有用地の原価は2 億3,945万2,827円となっております。

次に、下段の7、剰余金計算書及び13ページ上段の8、剰余金処分計算書でございますが、令和2 年度から繰り越された利益剰余金と令和3 年度の当期純利益との合計額9,374万8,959円を令和4 年度に繰越しをいたしましたものでございます。

次に、9、財産目録でございます。

財産目録は令和4 年3 月31日現在の財産状況をまとめたもので、純財産が1 億374万8,959円でございます。

次に、14ページをお願いいたします。

10、キャッシュ・フロー計算書でございます。

キャッシュ・フロー計算書は、土地開発公社が保有する現金及び現金同等物の資金が明確となるキャッシュ・フローで、令和3 年度は、現金及び現金同等物が53万2,217円増加いたし、期末残高は3,093万4,672円となっております。

次に、15ページをお願いいたします。

11、資本金明細表でございます。

資本金明細表は公社設立に伴う出資金を整理したもので、基本財産1,000万円は高浜市から出資をいただいているものでございます。

次に、12、借入金明細表でございます。

この借入金明細表は、当該年度の借入れに関する利率や借入方法、金額を整理したもので、令和4年3月31日現在の借入金は3億8,096万8,087円で、現在の融資利率は0.08%でございます。

最後に、16ページをお願いいたします。

この表は令和4年3月31日現在における公社所有地の一覧表でございます。御参照いただきたいと思っております。

報告は以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（鈴木勝彦） 総務部長。

○総務部長（杉浦崇臣） 報告第6号 令和3年度高浜市総合サービス株式会社の経営状況につきまして御報告申し上げます。

決算報告書の1ページ、営業の報告をお願いいたします。

初めに、営業の概要につきましては、第28期は、高浜市から33業務を受託したほか、高浜市以外では高浜市社会福祉協議会、衣浦衛生組合などから19業務を受託いたしました。この結果、第28期の売上高は前年度より約1.1%増の約5億7,531万円となっております。

この内訳につきましては、4ページの売上高明細書をお願いいたします。

受託収入としまして、1のエコハウス施設管理収入から、19、観光サービス事業収入まで合わせて5億2,245万6,983円で、事業収入は物販事業収入5,285万8,993円となっております。

1ページにお戻りいただきまして、営業の概要の下から2段落目をお願いいたします。

従業員の体制でございますが、令和4年3月31日現在、正規社員63人、臨時社員191人、合計254人により、それぞれ各種業務の遂行に当たっております。このうち60歳以上の社員が100人で39.4%、女性社員につきましては205人で80.7%となっております。

2ページをお願いいたします。

貸借対照表につきましては、初めに、表の左欄の資産の部でございますが、資産の合計は3億2,664万7,888円で、前期と比較しますと432万2,759円の増額となっております。うち、流動資産は、現金・預金、商品・製品、未収入金などを合わせまして3億1,315万7,379円、固定資産は、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産と合わせまして1,349万509円となっております。

次に、表の右欄の負債の部でございますが、流動負債は、未払金から賞与引当金まで合わせまして6,449万3,621円となっております。

表の右欄下段の純資産の部は、資本金5,000万円と利益剰余金2億1,215万4,267円を合わせまして、純資産合計は2億6,215万4,267円となっております。

3 ページをお願いいたします。

損益計算書であります。売上高は5億7,531万5,976円で、販売費及び一般管理費は5億673万4,887円となっております。

この内訳につきましては、5 ページの販売費及び一般管理費をお願いいたします。

主な経費であります人件費は、1、給料手当、2、退職給与金、3、法定福利費を合わせますと4億4,753万3,898円で、全体の88.3%となっております。

3 ページにお戻りをいただきまして、表の中段をお願いいたします。

今期の営業利益は2,125万3,836円で、営業外収益を加え、営業外費用を引きました経常利益は2,248万1,336円となっております。

表の末尾から4行目の税引前当期純利益は2,248万1,334円で、法人税住民税等及び法人税等調整額を控除しました当期純利益は1,568万5,655円となっております。

6 ページをお願いいたします。

株主資本等変動計算書であります。当期末の株主資本残高は、当期首残高の株主資本合計2億4,646万8,612円に当期純利益1,568万5,655円を加えました2億6,215万4,267円となっております。

説明は以上のとおりでございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（鈴木勝彦） ただいまの報告第3号から報告第6号までは報告事項でございますので、御了承をお願いいたします。

○議長（鈴木勝彦） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

再開は6月14日午前10時であります。

本日はこれをもって散会といたします。御協力ありがとうございました。

午前11時3分散会
